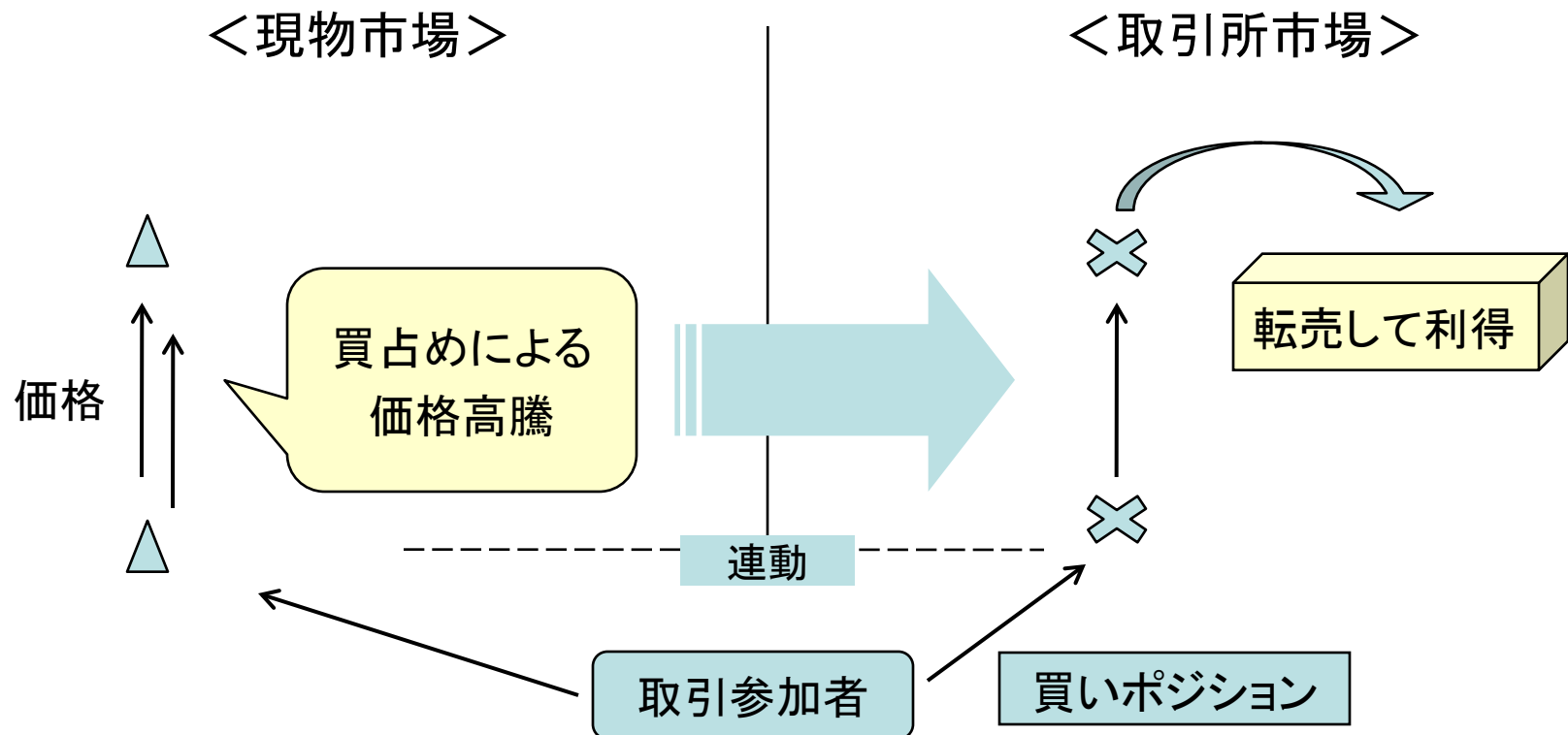


商品取引所法等改正法

～ 第一段階施行部分の概要 ～

不公正取引類型の拡充（商取法116条関係）

- 商取法第116条では、相場操縦等の不公正取引を禁止している。
- 商品先物取引においては、現物取引などを利用して、商品取引所の相場操縦が行われることも想定される。このため、改正法においては、現物取引など、商品取引所外で行われる取引を通じて、商品取引所の相場操縦を行うことを禁止行為として新たに追加。



緊急時における主務大臣の是正措置（商取法118条関係）

- 商取法第118条では、商品市場で過当数量取引等が行われている場合などの緊急時における、主務大臣の是正措置を規定。
- 改正法においては、こうした緊急事態において、主務大臣が適切かつ柔軟な措置を可能とする観点から、主務大臣が講じ得る措置を以下のとおり追加。

<従来から講じ得た措置>

対 取引参加者・取引所会員

- 商品市場における取引又はその受託の制限

<改正後に講じ得る措置>

対 取引参加者・取引所会員

- 商品市場における取引又はその受託の制限

対 商品取引所

- 相場の変動の制限(値幅制限)
- 決済を結了していない取引の数量の制限(建玉制限等)
- 取引証拠金の額の変更
- 商品市場における取引又はその受託の制限(省令事項)
- 取引を行うことができる時間帯の変更(省令事項)

対 清算機関

- 取引証拠金の額の変更

新たに追加

その他の措置

<株式会社商品取引所の定款記載事項等の見直し>

- 株式会社商品取引所の運営合理化の観点から、株式会社商品取引所の定款・業務規程記載事項を見直し。

<商品取引所における上場制度の柔軟化>

- 事業者の多様なリスクヘッジニーズに適切に対応する観点から、商品取引所が、商品市場における既存の上場商品構成物品に新たな商品を追加する場合に、期限を付することが可能となる環境を整備。

<商品取引所法における会員及び取引参加者の資格の要件の削除>

- 自主的かつ機動的な経営判断によって、商品取引所が、多様な事業者を商品市場において取引を行い得る者として位置付けることを可能とする観点から、これまでは法定されてきた商品取引所の会員及び取引参加者の資格要件を削除。

<海外規制当局との協力>

- 海外規制当局の行う行政上の調査に関して協力の要請があった場合に、主務大臣が国内関係者に対して参考となる情報の提出を命ずることができるよう、規定を整備。